

生駒市条例第21号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」に改める。

別表第2の45の項を次のように改める。

45	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。）	住宅を新築しようとする場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合（イ及びウに掲げる場合を除く。） 55,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が定める基準に適合しないものを除く。）の交付を受けたもの（以下この項及び47の項において「住宅性能評価適合住宅」という。）である場合（ウに掲げる場合を除く。） 20,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び47の項において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合 10,000円 エ 共同住宅等の場合（オ及びカに掲げる場合を除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
----	--------------------	---	---------------	-----------------------	---

				<p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 28,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 71,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 24,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 12,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 119,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 34,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 17,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 185,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 53,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅であって、長期使</p>

	<p>用構造等適合計画である場合 26,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 99,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 359,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 89,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 36,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 183,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 636,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 311,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 64,000円</p>
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 1,088,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 477,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 107,000円</p>
床面積の合計が10	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して

	<p>,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 2,006,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 864,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 174,000円</p>
	<p>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 2,862,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 1,177,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 213,000円</p>
	<p>床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 3,505,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 1,423,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円</p>
住宅を増築し、又は改築しようとする場合	<p>床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 79,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 13,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
	<p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 103,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 16,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>

<p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 174,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 23,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
<p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 274,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 37,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの)</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 534,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 52,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
<p>床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イに掲げる場合以外の場合 950,000円 イ 長期使用構造等適合計画である場合 94,000円</p>
<p>床面積の合計が5,</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除</p>

			000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	して得た額 ア イに掲げる場合以外の場合 1,627,000円 イ 長期使用構造等適合計画である場合 159,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イに掲げる場合以外の場合 3,004,000円 イ 長期使用構造等適合計画である場合 259,000円
			床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イに掲げる場合以外の場合 4,289,000円 イ 長期使用構造等適合計画である場合 318,000円
			床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イに掲げる場合以外の場合 5,253,000円 イ 長期使用構造等適合計画である場合 339,000円

別表第2の47の項を次のように改める。

47	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建	住宅を新築しようとする場合	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの	8,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更(以下「第1号変更」という。)の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 39,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 11,000円(1戸建ての住宅の場合にあつては、3,000円) ウ 長期優良住宅の普及の促進に関
----	----------------------	--	---------------	----------------------------	--

		<p>築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。）</p>			<p>する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更（以下「第2号等変更」という。）の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 6,000円</p> <p>エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更（以下「第3号変更」という。）の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>		<p>10,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額）</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 52,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 17,000円（1戸建ての住宅の場合にあつては、4,000円）</p> <p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 7,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>		<p>14,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額）</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 92,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円（1戸建ての住宅の場合にあつては、7,000円）</p> <p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 10,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>		<p>24,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額）</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 143,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 57,000円（1戸建ての住宅の場合にあつては、11,000円）</p> <p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 16,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>		<p>34,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額）</p>

<p>方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)</p>	<p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 291,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 116,000円(1戸建ての住宅の場合にあっては、21,000円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 31,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>62,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 530,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 205,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 42,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>105,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 928,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1,737,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 596,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 94,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が20,000平方メートル</p>	<p>211,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画で</p>

	ルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	ある場合を除く。) 2,524,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 838,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 125,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	225,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3,121,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 1,039,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 157,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
住宅を増築し、又は改築しようとする場合	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの	11,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 56,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 9,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	14,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 76,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 11,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	21,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 136,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係る床面積の合計が500平方メートル	35,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造

を 超え1, 000平 方メ ートル 以内 の もの	等適合計画である場合を除く。) 2 13,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 24,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係 る床面積 の合計が 1,000平 方メ ートル を超え 3,000平 方メ ートル 以内 のもの (1戸 建て の住 宅の 場合 にあ って は、1,00 0平方 メ ートル を超 える もの)	50,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 4 35,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 47,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係 る床面積 の合計が 3,000平 方メ ートル を超え 5,000平 方メ ートル 以内 のもの (1戸 建て の住 宅を 除く 。)	92,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 7 93,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 63,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係 る床面積 の合計が 5,000平 方メ ートル を超え 10,000平 方メ ートル 以内 のもの (1戸 建て の住 宅を 除く 。)	157,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1 ,390,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 78,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係 る床面積 の合計が 10,000平 方メ ートル を超え 20,000平 方メ ートル	257,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 2 ,604,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)

			ル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	141,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	316,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3,783,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 188,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	336,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 4,679,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 235,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円

別表第2の51の項を次のように改める。

51	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、1戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円(法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,300円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)
			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定によ	床面積の合計が300平方メ

る低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査(以下この項において「共同住宅審査」という。)	一トル未満のもの	
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	123,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、22,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	206,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	292,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	571,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,006,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,844,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、305,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅(共同住宅を含む。)以外の建築物(以下この項におい	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以	381,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)

て「その他建築物」という。)であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下この項において「誘導基準」という。)のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他標準審査」という。)	上2,000平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	542,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	666,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	787,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	897,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他モデル審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	94,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	154,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方	247,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)

	メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	321,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	384,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	450,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	581,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料の額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料の額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料の額

別表第2に次のように加える。

53	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、1戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,800円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	40,900円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する住宅部分(1戸建ての住宅を除く。以下この項及び55の項において「共同住宅」という。)に係る審査(以下この項において「共同住宅審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	72,300円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	120,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円)
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	202,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円)
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	289,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	567,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)

	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,002,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この項及び55の項において「非住宅部分」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び55の項において「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)

	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	578,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)

		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
54	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、同法第30条第2項の規定による当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料の額 イ 1の項に掲げる手数料の額
55	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 36,800円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築物(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。)である場合にあっては、6,700円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの 40,900円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 72,300円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円)

(以下この項において「共同住宅性能審査」という。)	の	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	202,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	289,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	567,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,002,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,840,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,700円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,100円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築	床面積の合計が300平方メートル未満	35,400円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)

<p>物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)</p>	のもの	
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	60,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	107,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	295,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	870,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円)
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1</p>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	234,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2	378,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)

<p>条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)</p>	<p>,000平方メートル未満のもの</p>	
	<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>539,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)</p>
	<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>663,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円)</p>
	<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>783,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円)</p>
	<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	<p>893,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円)</p>
	<p>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1,114,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>90,800円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>151,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートル以</p>	<p>243,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)</p>

	上5,000平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	317,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	381,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	446,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	578,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、1戸建て住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額

別表第2備考第4項中「に係る」を「により認定を受ける建築物の」に改め、同表備考に次のように加える。

7 53の項及び54の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除

く。)、修繕若しくは模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）又はエネルギー消費性能の向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積

- (2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又はエネルギー消費性能の向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。